

群馬県青少年健全育成審議会の委員を募集します

群馬県では、群馬県青少年健全育成条例に基づき、青少年の健全育成に関する施策の立案に必要な事項等を調査審議するため、青少年健全育成審議会を設置しています。

このたび、本審議会委員の任期満了に伴い、公募により選任される委員について、次のとおり募集します。群馬県の青少年の健全な育成のために、積極的な御応募をお待ちしています。

1 募集人員 2名

2 委員任期 2年間（令和7年10月1日～令和9年9月30日まで）

3 委員報酬等 会議出席にあたり、県の定める基準により報酬及び交通費をお支払いします。

4 応募資格

次の条件をすべて満たす方

- (1) 青少年の健全育成について日頃から関心があり、今後の施策等について具体的な意見や提言をいただける方
- (2) 群馬県内に在住の満18歳以上で子ども・若者（30歳未満の者）の保護者の方
- (3) 年2，3回程度、平日に県庁等で開催する審議会に出席いただける方
- (4) 常勤の公務員でない方

5 応募方法

次の応募書類を、郵送、持参、FAX、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

- (1) 住所、氏名、年齢、職業、勤務先、電話番号、青少年健全育成に関する経歴や活動経験などを記載したもの
- (2) 「応募の動機」を800字程度にまとめたもの
用紙はA4判縦置き横書きとします。（群馬県ホームページに参考様式を掲載します。）
なお、提出された応募書類は返却しません。

6 募集期間

令和7年8月25日（月）～令和7年9月12日（金）まで

（郵送の場合は当日消印有効とし、持参、FAX、電子メールの場合は令和7年9月12日（金）午後5時15分までに応募先に到達したものを有効とします。）

7 選考方法

書類選考を行い、選考通過者を対象に面接審査を行います。なお、面接審査のために来庁する際の費用は応募者本人の負担となります。

8 決定通知

選考結果については、応募者本人宛て郵送で通知します。

9 応募先及び問い合わせ先

群馬県生活子ども部私学・青少年課（青少年育成係）

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-898-3557

FAX：027-226-2100

Eメール：shigakuka@pref.gunma.lg.jp

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

